

官報

平成五年十二月十五日

○第百二十八回 参議院會議録第十号

平成五年十二月十五日(水曜日)
午後十一時三十一分開議

○議事日程 第十号

平成五年十二月十五日
午後三時本會議

第一 自転車車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

- 一、平成五年年度一般會計補正予算(第2号)
- 一、平成五年年度特別會計補正予算(特第2号)
- 一、平成五年年度政府關係機關補正予算(機第2号)
- 一、日程第一
- 一、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、平成五年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、農業共済再保険特別會計の農業勘定における平成五年年度の再保険金の支払財源の不足に對処するための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。この際、日程を追加して、

平成五年年度一般會計補正予算(第2号)

平成五年年度特別會計補正予算(特第2号)

平成五年年度政府關係機關補正予算(機第2号)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長井上吉夫君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔井上吉夫君登壇、拍手〕

○井上吉夫君 たいい議題となりました平成五年年度補正予算(第2号)三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本補正予算の内容につきましては、既に藤井大蔵大臣の財政演説で聴取しておりますので、これを省略いたします。

補正予算は去る十一月三十日、国会に提出され、本予算委員会では、衆議院からの送付を待つて、十二月九日、大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、本日まで質疑を行い、この間、十三日には、米問題及びセネコン問題等に関する集中的審議を行うなど、終始濃密な審査を行ってまいりました。

質疑のうち、補正予算並びに景氣に關し、「景

氣が極めて深刻な中で、補正予算が緊急經濟対策決定後二カ月半もおくれて提出されたのはなぜか。今回の第二次補正では税収を五兆五千億円減額しているが、前年度決算額に比べ、なお二・三%の増収見込みとなつてゐる。不況の長期化の中で過大見込みではないか。政府は景氣の現状と先行きをどう判断しているか」との質疑があり、細川内閣総理大臣並びに關係各大臣及び日本銀行總裁から、「今回の補正予算は九月に決定した緊急經濟対策の財政面からの反映であるが、冷害等の被害に對する農業共済金の支払いや税収の落ち込みについて精査を行うなど鋭意作業を行つてきたため、国会への提出が十一月三十日になつたもので、ぜひ御理解願ひたい。税の減収の大きなものは申告所得税や法人税などの直接税である。税収見込みについては、現時点で判断できるこれまでの課税実績と各種の聞き取り調査などを積み上げて見込みもつたものである。」さらに景氣に關し、「現在の景氣は極めて深刻なものと受けとめてゐる。目下のところ依然として回復の兆しが見られず、個人消費や設備投資の低迷が見られ、企業マインドが落ち込んでゐる。景氣の先行きについて、回復の道筋が途絶えたかというところではない。住宅建設は好調を続けており、企業のバランスシートの修復も足取りは鈍いが進んでいる。今後は本補正予算の成立で景氣を支え、公定歩合の引き下げに伴う累積的効果も出てくるものと考えており、景氣指標の動きをよく見きわめつつ、經濟運営に誤りなきを期したい。」との答弁がありました。

さらに、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉における米の調整案の受け入れに關して、「政府はこれまで米の市場開放はしないと明言してきたにもかかわらず、代償措置としての部分開放を受け入れたことは、国会決議に反し、実質的な關稅化の受け入れで公約違反ではないか。」との質疑に對し、細川内閣総理大臣並びに關係各大臣から、「政府としては、百十六カ国に及ぶ難しい多国間交渉

の中で、国会決議の趣旨を踏まえ、包括的關稅化の回避に全力を挙げた。交渉の結果は、ミニマムアクセスが義務づけられたものの、包括的關稅化を回避できて、我が国の主張が相当程度反映されたと考えてゐる。しかし、我が国の主張が一〇%生かされなかつた点はまことに申しわけなく思つてゐる。今後は、大変な試練を乗り越え、新しい農業の展開につなげていくよう全力を挙げてまいりたい。」との答弁がありました。

質疑はこのほか広範多岐にわたりますが、その詳細は會議録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して片山委員が反對、日本社会党・憲政民主連合、公明党・国民會議、日本・新生・改革連合、民社党・スポーツ・国民連合を代表して角田委員が賛成、日本共産党を代表して有働委員が反對の旨それぞれ意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成五年年度補正予算(第2号)三案は賛成多数をもっていづれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 三案に對し、討論の通告がございします。発言を許します。久世公義君。

〔久世公義君登壇、拍手〕

○久世公義君 私は、自由民主党を代表して、たいい議題となりました平成五年年度第二次補正予算三案について反對の討論を行うものであります。

今日、我が國經濟は戦後最悪の不況に陥つております。我が自由民主党は景氣動向の現実を厳しく受けとめ、去る九月九日、十六項目にわたる緊急総合景氣対策を決定、直ちに細川総理に提示、この実施を図るべく第二次補正予算の早期編成を強く要望いたしましたところであります。

その後、細川内閣は九月十六日、緊急經濟対策を策定されましたが、公共事業の規模も小さく、

平成五年十二月十五日 参議院会議録第十号

平成五年度一般会計補正予算(第二号)外二件 自転車、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案外二件 議事日程追加の件

規制緩和も即効性に欠け、加えて国民が期待していた所得減税が盛り込まれておらず、景気対策としては全く迫力に欠けるものであったと言わざるを得ません。

さらに、政治改革、それも選挙制度改革だけに目を奪われ、政治的思惑から、本来一刻を争うべき補正予算の国会への提出を故意におくらせ、景気の一層の悪化を招いたことは、挙げて政府の景気に対する不見識、無策を示す以外の何物でもありません。これでは、生活者・消費者を優先する細川内閣の看板に偽りありと申さざるを得ません。

以下、順次、平成五年度第二次補正予算三案に反対する理由を申し上げます。

反対の第一の理由は、景気対策が極めて不十分であるということです。

本補正における一般会計の公共事業等の追加は九千四百億円弱。かつて自民党政権が景気対策のために計上した四年度補正の半分にも達していません。細川内閣の力不足はだれの目にも明らかです。

また、特に社会資本整備について、生活者・消費者の視点に立った整備を推進するとしておりますが、計上されております施設費の額は四年度補正とほとんど変わっておりません。

さらに、中小企業は今日不況のあらしをものに受け、厳しい経営環境に直面し、構造調整に苦しんでおります。しかし、中小企業特別対策費はわずかに七百七十億円にすぎません。これでは厳しい年の瀬を迎え、中小企業の資金需要に十分こたえられるものではありません。

反対の第二の理由は、国民の期待する所得減税が全く盛り込まれていないことであります。今回の危機的な経済状況のもとでは、最大限の財政出動がなされるべきです。個人消費を喚起するための所得減税が必要で、特に、中堅所得者層の重税感を取り除くとともに、税制の将来像を示さない限り、消費は上向かず、景気上昇のきっかけはつかめません。

しかるに細川内閣は、全くリダーシップを発揮せず、政府税調に逃げ込んだため、経済界に失望を抱き、景気の悪化を招来した責任は極めて重大であります。しかも、今日なお減税実施時期を明らかにしておりません。

反対の第三の理由は、財政の破綻を無理な会計操作で行っていることでもあります。

本補正では、N T T株売却益活用事業の地方自治体への貸し付けの繰り上げ償還により国債整理基金の不足を補い、見返りの補助金交付を建設国債で賄っております。このような建設国債に肩がわりをさせる措置は、財政法第四条をくぐり抜ける脱法的な手法であり、到底認められません。

さらに、こうした建設国債の追加発行で五年度の国債発行額は約十四兆円となり、国債依存度はついに一八％を超えました。七年度までに依存度を五％以下にする第二段階の財政再建の達成が明確に不可能となりました。この点についても政府は対策を示しておりません。

以上申し上げましたように、政府提出の補正予算三案は、景気に対する認識と配慮に欠け、到底認められるものではありません。

我が国経済が未曾有の不況に際して、今やならなければならぬことは数多くございます。にもかかわらず、政府は今日まで何ら有効な対策をとってこなかったものであります。政治改革、それも選挙制度改革だけが細川内閣の仕事であるかのような錯覚に陥り、国民生活に直結する景気対策をないがしろにしてきた政府の責任は極めて重大であり、このような細川内閣の景気に対する不見識、無策は、我が国経済を破綻に導くおそれすらあると言つても過言ではありません。

我が党は、衆議院において公共事業及び中小企業についてさらに施策の充実を図る必要があるものとして、政府に補正予算の組み替え動議を提出したところであります。本院においては国会法第五十九条の規定により提案できませんが、思ひは全く同じであります。政府はこの点、篤と留意願

したいと思ひます。

○議長(原文兵衛君) 久世君、時間が超過しております。

○久世公義君(続) さらに、これ以上の景気の底割れを防ぐ意味からも、年内に景気主導の六年度予算編成をなし遂げることはもちろんのこと、住宅、税制、証券、雇用などを柱とする第三次景気対策を速やかに決定、実施すべきことを強く申し上げ、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原文兵衛君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

並びに本日委員長から報告書が提出されました地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を日程に追加し、両案を一括して議題とすることにより異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長小川仁一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小川仁一君登壇、拍手〕

○小川仁一君 ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過及び結果

を御報告申し上げます。

まず、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案は、自転車及び原動機付自転車の駐車対策の総合的推進を図るため、地方公共団体等による自転車等駐車場の設置に関する鉄道事業者の協力体制の整備、市町村における総合計画の策定及び自転車等駐車対策協議会の設置、撤去に係る自転車等の保管・処分に関する規定の整備、自転車防犯登録の義務化等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院交通安全対策特別委員長山田英介君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案には附帯決議が附されております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、今回の補正予算により平成五年度分の地方交付税が一兆六千六百七十五億二千万円減少することから、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額しようとするものであります。委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働理事より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。まず、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長上杉光弘君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔上杉光弘君登壇、拍手〕

○上杉光弘君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国債費繰り入れ特例法案は、平成五年度における租税収入の動向等にかんがみ、同年度における国債の元本償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰り入れ等について、これを停止する特例を設けようとする

ものであります。

次に、農業共済再保険特別措置法案は、平成五年度において低温等による稲作等の被害が甚大であったことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる同年度の再保険金の支払い財源の不足に対処するため、必要な借り入れ等の特別措置を定めるものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、平成六年度予算編成における定率繰り入れ停止の意図の有無、特例公債の六十年償還ルールを短縮化する必要性、輸入米の売買利益を農業共済再保険特会に繰り入れることの妥当性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わし、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後十一時五十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君
議員 野間 赴君 服部三男雄君
松谷君一郎君 矢野 哲朗君

南野知恵子君	清水 達雄君	佐藤 泰三君	青木 幹雄君	上杉 光弘君
清水 達雄君	佐藤 泰三君	河本 三郎君	佐々木 満君	倉田 寛之君
合馬 敬君	鹿熊 安正君	松浦 功君	久世 公義君	永田 良雄君
片山虎之助君	鎌田 要人君	阿部 三郎君	松浦 功君	高木 正明君
木暮 山人君	清水嘉子子君	斎藤 十朗君	斎藤 十朗君	板垣 正君
尾辻 秀久君	石渡 清元君	坂野 重信君	坂野 重信君	鈴木 省吾君
石川 弘君	井上 章平君	北 修二君	北 修二君	下条進一郎君
陣内 孝雄君	二木 秀夫君	前田 勲男君	前田 勲男君	井上 孝君
野沢 太三君	宮崎 秀樹君	紀平 悌子君	紀平 悌子君	新間 正次君
大浜 方策君	岡野 裕君	岩崎 昭弥君	岩崎 昭弥君	中尾 則幸君
竹山 裕君	柳川 覺治君	栗原 君子君	栗原 君子君	安恒 良一君
大塚清次郎君	香掛 哲男君	椎名 素夫君	椎名 素夫君	大脇 雅子君
田辺 哲夫君	西田 吉宏君	三野 栄子君	三野 栄子君	上山 和人君
林 寛子君	石井 一二君	谷 孝君	谷 孝君	和 孝君
村上 正邦君	森山 眞弓君	山田 健一君	山田 健一君	種田 誠君
宮澤 弘君	吉川 芳男君	岩本 久人君	岩本 久人君	肥田美代子君
大木 浩君	田沢 智治君	堀 利和君	堀 利和君	櫻井 規順君
世耕 政隆君	野末 陳平君	西岡瑠璃子君	西岡瑠璃子君	三上 隆雄君
井上 吉夫君	遠藤 要君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	森 嶋子君
林田悠紀夫君	沢田 一精君	岩崎 純三君	岩崎 純三君	國弘 正雄君
伊江 朝雄君	山本 富雄君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	庄司 中君
大河原太一郎君	山崎 正昭君	笠原 潤一君	笠原 潤一君	篠崎 年子君
山崎 正昭君	太田 豊秋君	狩野 安君	狩野 安君	竹村 泰子君
加藤 紀文君	岡 利定君	前畑 幸子君	前畑 幸子君	一井 洋治君
上野 公成君	関根 則之君	上野 雄文君	上野 雄文君	菅野 久光君
前島英三郎君	須藤良太郎君	糸久八重子君	糸久八重子君	角田 義一君
成瀬 守重君	野村 五男君	本岡 昭次君	本岡 昭次君	小川 仁一君
星野 朋市君	大島 慶久君	梶原 敬義君	梶原 敬義君	久保田真田君
坪井 一子君	真島 一男君	大森 昭君	大森 昭君	浜本 万三君
中曾根弘文君	鈴木 貞敏君	及川 一夫君	及川 一夫君	鈴木 和美君
下稻葉耕吉君	志村 哲良君	矢田部 理君	矢田部 理君	志 裕君
木宮 和彦君	浦田 勝君	峰崎 直樹君	峰崎 直樹君	青木 新次君
小野 清子君	斎藤 文夫君	川崎 幸子君	川崎 幸子君	今井 澄君
松浦 孝治君	吉川 博君	荒木 清寛君	荒木 清寛君	風間 昶君
石井 道子君	守住 有信君	西野 康雄君	西野 康雄君	喜岡 淳君
				正敏君

村田 誠醇君	山下 栄一君
横尾 和伸君	北村 哲男君
日下部博代子君	吉田 達男君
白浜 一良君	武田 節子君
浜四津敏子君	会田 長栄君
清水 澄子君	三石 久江君
野別 隆俊君	木庭雄太郎君
中川 嘉美君	猪熊 重二君
刈田 貞子君	山口 哲夫君
山本 正和君	細谷 昭雄君
稲村 稔夫君	片上 公人君
常松 克安君	牛嶋 正君
統 訓弘君	佐藤 三吾君
松前 達郎君	穂山 篤君
村沢 牧君	及川 順郎君
広中和歌子君	矢原 秀男君
中西 珠子君	田 英夫君
安永 英雄君	瀬谷 英行君
久保 亘君	大久保直彦君
和田 教美君	高桑 栄松君
黒柳 明君	山崎 順子君
鈴木 栄治君	西川 潔君
西山登紀子君	寺澤 芳男君
小島 慶三君	河本 英典君
直嶋 正行君	島袋 宗康君
高崎 裕子君	武田邦太郎君
萩野 浩基君	釘宮 磐君
江本 孟紀君	青島 幸男君
林 紀子君	井上 哲夫君
乾 晴美君	北澤 俊美君
泉 信也君	長谷川 清君
喜屋武真榮君	下村 泰君
吉川 春子君	栗森 喬君
小林 正君	平野 貞夫君
田村 秀昭君	寺崎 昭久君
足立 良平君	有働 正治君
橋本 敦君	池田 治君
笹野 貞子君	永野 茂門君

松尾 官平君	勝木 健司君
猪木 寛至君	吉岡 吉典君
市川 正一君	星川 保松君
古川太三郎君	中村 鋭一君
磯村 修君	井上 計君
吉田 之久君	山田 勇君
藤澤 弘君	立木 洋君
上田耕一郎君	

内閣総理大臣 細川 護熙君
外務大臣 羽田 孜君
法務大臣 三ヶ月 章君
大蔵大臣 藤井 裕久君
文部大臣 赤松 良子君
厚生大臣 大内 啓伍君
農林水産大臣 畑 英次郎君
通商産業大臣 熊谷 弘君
運輸大臣 伊藤 茂君
郵政大臣 神崎 武法君
労働大臣 坂口 力君
建設大臣 五十嵐広三君
自治大臣 佐藤 綱樹君
国家公安委員長 武村 正義君
内閣官房長官 石田幸四郎君
国務大臣 (総務庁長官) 上原 康助君
国務大臣 (北海道開発庁長官) 愛知 和男君
国務大臣 (防衛庁長官) 久保田真苗君
国務大臣 (経済企画庁長官) 江田 五月君
国務大臣 (科学技術庁長官)

議長の報告事項
昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
大蔵委員
林 紀子君 補欠 吉岡 吉典君
農林水産委員 吉岡 吉典君 補欠 林 紀子君
予算委員 尾辻 秀久君 補欠 星野 朋市君
大木 浩君 補欠 松浦 幸治君
佐藤 静雄君 補欠 野間 赴君
清水嘉子子君 補欠 大島 慶久君
宮崎 秀樹君 補欠 斎藤 文夫君
日下部博代子君 補欠 山口 哲夫君
肥田美代子君 補欠 喜岡 淳君
西山登紀子君 補欠 有働 正治君

議院運営委員
野間 赴君 補欠 佐藤 静雄君
松浦 幸治君 補欠 大木 浩君

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。
齒科技工法の一部を改正する法律案
同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
齒科技工法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)
本日委員長から次の報告書が提出された。
自転車、安全利用の促進及び自転車駐車場の整

備に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)審査報告書
平成五年度一般会計補正予算(第2号)、平成五年度特別会計補正予算(特第2号)及び平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)審査報告書
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)審査報告書
平成五年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入れの特例に関する法律案(閣法第一六号)審査報告書
農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案(閣法第一七号)審査報告書

審査報告書
平成五年度一般会計補正予算(第2号)
平成五年度特別会計補正予算(特第2号)
平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成五年十二月十五日
予算委員長 井上 吉夫
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書
一、委員会の決定の理由
平成五年度一般会計補正予算(第2号)は、歳出において、(1)緊急経済対策関連経費、(2)冷害等対策関連経費、(3)義務的経費の追加等合計で六兆三千八百二十億九千五百九十九万二千円の追加を行い、他方、既定経費の節減、定率繰入れ等の停止による国債費の減額等により、五兆六千七百三十三億七千八百三十二万一千円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、最近までの収入実績等を勘案して、租税及印紙収入について五兆四千七百七十億円の減

収を見込むほか、その他収入二兆五千六百九十七億一千七百五十八万一千円を増収を見込み、公債金については、「財政法」第四條第一項ただし書の規定に基づき公債の増発三兆六千六百六十億円を行うこととしている。

この結果、平成五年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ七千八百七十七億一千七百五十八万一千円増額され、七十五兆二千五百二十二億四千八百九十五万四千円となる。

平成五年度特別会計補正予算(特第2号)は、一般会計予算補正等に関連して、国立学校特別会計、道路整備特別会計等二十一特別会計について所要の補正を行うこととしている。平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)は、国民金融公庫、中小企業金融公庫等五政府関係機関について所要の補正を行うこととしている。

なお、財政投融資計画についても、中小企業金融公庫、国民金融公庫等十七機関について総額二千八百二十億円の追加を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となったものについての予算措置であり、おおむね妥当なものとする。

平成五年度一般会計補正予算(第2号)
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年度十二月八日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

平成五年度特別会計補正予算(特第2号)
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年度十二月八日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

平成五年度十二月十五日 参議院会議録第十号

平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年度十二月八日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

審査報告書

自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年度十二月十五日
地方行政委員長 小川 仁一
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の駅前広場等における自転車及び原動機付自転車の放置の実情等にかんがみ、自転車及び原動機付自転車の駐車対策の総合的推進を図るため、地方公共団体等による自転車等駐車場の設置に関する鉄道事業者の協力体制の整備、市町村における総合計画の策定及び自転車等駐車対策協議会の設置等の措置を講ずるとともに、撤去に係る自転車等の保管、処分等に関する規定を整備し、あわせて自転車について防犯登録を義務付けること等の措置を行うこととするものであって、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関し、左記の事項について万全の措置を講ずべきである。

一、鉄道駅周辺における地方公共団体等による自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、鉄道事業者の地方公共団体等との緊密な協力体制の構築について十分指導すること。

二、自転車等の駐車対策を推進するため、国及び都道府県は市町村の実施する自転車等駐車対策に適切に協力するよう努めること。

三、自転車等駐車場の整備を促進するため、現行の助成制度の活用を図るとともに、競輪収益の活用についても、引き続き継続すること。

四、自転車利用者の交通ルールの遵守、駐車マナーの向上等を図るため、学校等における交通安全教育等の充実強化に努めること。

五、自転車防犯登録の義務化に当たっては、その適切な運用に努めるとともに、自転車商協同組合等現在の防犯登録の運営主体による継続実施を前提とすること。

六、撤去自転車の再利用による発展途上国への無償供与、レンタサイクルの導入等により、放置自転車の解消と資源の有効利用を図ること。

右決議する。

自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成五年度十二月八日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案
自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「自転車等駐車場の整備」を「自転車等の駐車対策の総合的推進」に改める。
第一条中「自転車等駐車場の整備」を「自転車等の駐車対策の総合的推進」に改め、「円滑化」の下に

「並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を加え、「自転車利用者」を「自転車等の利用者」に改める。

第二条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「自転車等」を「自転車等駐車場」に、「自転車」を「自転車等の」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第二条第十号に規定する原動機付自転車をいう)をいう。

第三条中「自転車等駐車場の整備」を「自転車等の駐車対策の総合的推進」に改める。

第五条の見出し中「自転車等」を「自転車等の」に改め、同条第一項中「自転車等」を「自転車等の」に改め、同条第二項中「自転車等」を「自転車等の」に改め、「地域」の下に「又は自転車等の」を加え、「供される自転車等」を「供される自転車等駐車場」に改め、同項後段及びただし書を削り、同条第五項中「自転車の整理」を「自転車等の整理」に、「相当の期間にわたり放置された自転車」を「放置自転車等(自転車等駐車場以外の場所に置かれていて、自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「自転車等」を「自転車等駐車場」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「及び近隣商業地域」を「近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域」に、「自転車」を「自転車等の」に、「自転車等」を「自転車等駐車場」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「自転車」を「自転車等の」に、「自転車等」を「自転車等駐車場」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう

に、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的な協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

第十二条第一項から第三項までの規定中「自転車等駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条第四項中「民営自転車等駐車場事業」を「民営自転車等駐車場事業」に改め、同条第五項中「自転車等駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とする。

第九条の見出し中「自転車利用者」を「自転車等の利用者」に改め、同条第二項中「自転車」を「自転車等」に改め、同条第三項中「防犯登録を受ける」に努めるものとする。国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならないに改め、同条を第十二条とする。

第八条を第十一條とする。

第七條中「自転車」を「自転車等」に改め、同条を第十条とする。

第六條の見出し中「自転車等駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条第一項中「自転車等駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条第二項中「自転車等駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条を第九條とし、第五條の次に次の三條を加える。

第六條 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要が

あると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができ、この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができ、

4 第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができ、この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

6 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協

力するものとする。

(総合計画)

第七條 市町村は、第五條第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画(以下「総合計画」という。)を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合計画の対象とする区域
二 総合計画の目標及び期間
三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
四 第五條第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者(以下「設置協力鉄道事業者」という。)の講ずる措置
五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者(第五條第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。)と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞な

く、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

(自転車等駐車対策協議会)

第八條 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第十二條第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車等について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車等については、なお従前の例による。

3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二條第三項の規定にかかわらず、改正前の第九條第三項の規定の例による。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成五年十二月十五日

地方行政委員長 小川 仁一

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、
地方交付税の総額を確保するため、平成五年度
分における交付税及び譲与税配付金特別会計の
借入金を増額しようとするものであって、お
おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案の施行のため、平成五年度補正予算（第二
次）により交付税及び譲与税配付金特別会計の
配付金勘定において、一般会計から同特別会計
に繰り入れられる地方交付税交付金が一兆六千
六百七十五億二千九百九十九万五千円となり、そ
の補てん財源として、資金運用部資金から一兆
六千六百七十五億二千九百九十九万五千円を
借り入れることとしている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年十二月八日

参議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律
案（地方交付税法の一部改正）

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百
十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第二号中「二兆二千二百八十
一億八千九百九十九万九千九百九十九円」を「三兆七
千九百九十九万九千九百九十九円」に改める。

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭
和二十九年法律第三十三号）の一部を次のように
改正する。

附則第五条第一項中「二兆二千二百八十一億八
千九百九十九万九千九百九十九円」を「三兆七千九
百九十九万九千九百九十九円」に改め、同項の表を次のように
改める。

平成五年度における国債整理基金に充てるべ
き資金の繰入れの特例に関する法律案
平成五年度における国債整理基金に充てる
べき資金の繰入れの特例に関する法律
平成五年度において、国債整理基金特別会計法
（明治三十九年法律第六号）第二条第一項の規定に
より一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債
の元金の償還に充てるべき金額については、同条
第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用
しない。

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成五年十二月十五日

大蔵委員長 上杉 光弘

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成五年度における租税収入の
動向等にかんがみ、同年度における国債の元本
償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理
基金特別会計への繰入れについて、特例を設け
ようとするものであって、おおむね妥当な措置
と認める。

一、費用

本法律案の施行に伴う平成五年度の国債費の修正
減少額は、三兆四百八十七億七千九百九十九万
九千九百九十九円である。

平成五年度における国債整理基金に充てるべ
き資金の繰入れの特例に関する法律案
平成五年度における国債整理基金に充てる
べき資金の繰入れの特例に関する法律
平成五年度において、国債整理基金特別会計法
（明治三十九年法律第六号）第二条第一項の規定に
より一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債
の元金の償還に充てるべき金額については、同条
第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用
しない。

平成五年度における国債整理基金に充てるべ
き資金の繰入れの特例に関する法律案
平成五年度における国債整理基金に充てる
べき資金の繰入れの特例に関する法律
平成五年度において、国債整理基金特別会計法
（明治三十九年法律第六号）第二条第一項の規定に
より一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債
の元金の償還に充てるべき金額については、同条
第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用
しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

農業共済再保険特別会計の農業勘定における
平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対
処するための特別措置に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成五年十二月十五日

大蔵委員長 上杉 光弘

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成五年度において低減等によ
る水稻等の被害が甚大であったことにより、農
業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成
五年度の再保険金の支払財源の不足に対処する
ため、必要な借入れ等の特別措置を講じよう
とするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案の施行に伴い、平成五年度一般会計補正
予算（第二号）の歳出において、農業共済再保
険特別会計の農業勘定への資金運用部からの借入
金三千六百五十六億四千二百五十一万二千九百
九十九円（利子相当額四十八億三千八百五十万三千九百九十九円）が繰
入額として計上されている。

農業共済再保険特別会計の農業勘定における
平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対
処するための特別措置に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年十二月八日
参議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

年 度	控 除 額
平成六年度	千九百七十九億九千九百九十九万九千九百九十九円
平成七年度	三千九百九十九万九千九百九十九円
平成八年度	四千二百六十五億九千九百九十九万九千九百九十九円
平成九年度	四千六百七十九億九千九百九十九万九千九百九十九円
平成十年度	五千四百四億九千九百九十九万九千九百九十九円
平成十一年度	五千五百七十九億九千九百九十九万九千九百九十九円
平成十二年度	六千九百八十八億三千八百八十八万九千九百九十九円

審査報告書

平成五年度における国債整理基金に充てるべ
き資金の繰入れの特例に関する法律案

平成五年十二月十五日 参議院会議録第十号

地方交付税法等の一部を改正する法律案 平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案
農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、平成五年度において低温等による水稲等の被害が甚大であったことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成五年年度の再保険金の支払財源の不足に対処するため必要な特別措置について定めるものとする。

(借入金)

第二条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年年度の再保険金(以下「平成五年度再保険金」という。)の支払財源の不足に充てるため農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号。以下「法」という。)第八条の規定により平成五年度において借り入れた借入金(以下「平成五年度借入金」という。)に係る債務を弁済するため必要があるときは、同特別会計の農業勘定の負担において借入金をすることができる。

(一般会計からの繰入れ)

第三条 政府は、次の各号に掲げる借入金及び一時借入金の利子の財源に充てるため、これらの利子に相当する金額を、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れるものとする。

- 一 平成五年度借入金及び前条の規定による借入金
 - 二 平成五年度再保険金の支払及び前号の借入金に係る債務の弁済に起因する法第九条第二項の規定による一時借入金
- 2 政府は、前項に定めるもののほか、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険事業の適正な運営を確保するため必要があるとき

は、平成五年度借入金又は前条の規定による借入金の償還金の財源に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計の農業勘定に繰り入れることができる。

(食糧管理特別会計からの繰入れ)

第四条 政府は、平成五年度の米穀の減収に対処するため輸入される米穀の平成五年十一月一日から平成六年十月三十一日までの間における売買により食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に生ずる利益として政令で定めるところにより算定した金額に相当する金額を、平成五年度借入金又は第二条の規定による借入金の償還金の財源に充てるため、同特別会計の輸入食糧管理勘定から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入金は、食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定の歳出とし、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入とする。

(剰余金の処理)

第五条 政府は、第三条第二項及び前条の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、法第六条第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、第三条第二項及び前条の規定による繰入金の合計額から平成五年度再保険金のうち著しく異常な災害に係る部分に相当する再保険金の額として過去の被害率の平均及び分布状況を勘案して算定した政令で定める金額を控除した金額に相当する金額に達するまでの金額を、政令で定めるところにより、一般会計又は食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に繰り入れなければならない。

2 前項の規定による食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

(農業勘定における積立金の歳入への繰入れ)

第六条 政府は、平成五年度再保険金の支払財源の不足に充てるため、農業共済再保険特別会計の農業勘定における法第六条第二項の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。